

盛岡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年1月25日

盛岡市監査委員	熊谷喜美男
同	藤尾善一
同	佐藤敬三
同	川村幸子

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成24年10月3日付け24盛監第67号 |
| 2 対象部署及び事項 | 農林部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

24 盛林第 213 号

平成 24 年 11 月 20 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 10 月 3 日付け 24 盛監第 67 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 農林部 林政課）

公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 3 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

盛岡市公印規則及び公印取扱規程に基づき、公印を適正に使用するよう公印管理者、公印取扱者及び課員を指導するとともに、決裁文書に公印使用承認印があることを担当者は確認するよう周知徹底した。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

複数の文書の公印使用承認を求め、原義の全てに使用承認を得られているか確認しないまま公印を使用したことが原因である。今後は、公印使用承認印の押印漏れがないよう、押印文書及び押印数を公印取扱者及び担当者が相互に確認し合い、再発の防止に努める。

24 盛市業第 107 号

平成 24 年 11 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明
(農林部中央卸売市場業務課)

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 10 月 3 日付け 24 盛監第 67 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 農林部 中央卸売市場業務課）

- (1) 卸売業者の保証金について、定められた額を超過して預託させている事例が見られるので、超過分を返還するよう求める。
- (2) 仲卸業者取引バッジの交付に当たり、実費として徴収する額の根拠を示す書類が無いままで決裁を得ている事例が 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 38 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 卸売業者の保証金について

ア 措置の内容

卸売業者に係る超過分の保証金を平成 24 年 11 月 16 日に返還した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

取扱量の減少に伴い、超過分の保証金額を返還すべきであったが、事業主より即時の返還は求めないとの申し出があり、安易な事務処理を行ったものである。

今後は、盛岡市中央卸売市場業務規程施行規則を遵守し、適正な保証金額が預託されるよう、所属長及び業務課員に指導徹底し、再発防止に努める。

(2) 仲卸業者取引バッジの交付について

ア 措置の内容

担当者及び所属長に対し、適正な事務の執行を行うよう指導した。

イ 原因、予防策及び経緯等を含めた内容

取引バッジ交付に関する実施伺いにあたり、取引バッジ購入価格について、見積徴取前に昨年度単価を根拠として決裁を受けたものである。

今後は、適正な事務の執行を行うよう所属長、担当者及び上司を指導するとともに、決裁の際、合議者にも添付書類等のチェック強化について周知し、再発防止に努めることとした。

(3) 公印の使用について

ア 措置の内容

公印使用について、公印取扱規程の遵守を徹底するよう課員全員を指導するとともに、公印取扱者を複数指定し、担当者不在状態を無くす対策を講じた。

イ 原因、予防策及び経緯等を含めた内容

公印取扱者が不在及び公印使用時に原義を添えないで口頭による使用を安易に認めていたことが原因である。

今後は、公印管理者及び公印取扱者に対し公印は保管庫での管理を徹底させるとともに、課員に対しても使用承認押印漏れなど不適切な事務が起きないように強く指導した。